

## 税源移譲に伴う 申告書の提出 について

平成19年から税源移譲によって、ほとんどの方は所得税が減り、住民税が増えています。ただし、この増減は税源の移し替えのため、所得税+住民税の税負担は基本的には変わりません。

これに伴い、次に該当する方は申告が必要となりますので、「期日内の申告」をお願いします。

### 住民税の住宅ローン控除が新設されます

税源移譲により、平成19年分以降の所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額

## 町税の納期限内 納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成19年度の一般会計歳入予算は100億793万7千円です。そのうちみなさんにご負担いただいております町税は50億9,787万円で、予算の50.94%を占めています。

この大切な税を活用させていただき、だれもが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県一の安心・安全なまち」へ、さらには町民3万9千余の町民の福祉向上にと努力をいたしているところです。

これらが予定どおり実施できるよう、年末にあたり種々ご都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願いします。

伊奈町長 野川 和好

が減る場合があります。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

平成20年度分以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要となります。

なお、確定申告の有無により、添付書類と提出先が異なります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合の申告手続きは、次のとおりです。

### 申告期限

平成20年3月17日まで

添付書類と提出先  
所得税の確定申告をされない方  
源泉徴収票を添付し、各市区町村(平成20年1月1日現在の住所地)へ提出

所得税の確定申告をされる方  
所得税の確定申告書とともに  
税務署へ提出

### 所得変動に伴う 住民税の還付

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方(平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方)については、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

還付を受けるためには、平成19年度分住民税を課税した(平成19年1月1日現在お住まいの)市区町村へ「減額申告書」の提出が必要になります。

### 申告期間

平成20年7月1日  
31日まで

詳しくは、次月以降の広報でお知らせします。

税務課内 2152

## 国税電子申告・納税 システム(e Tax) をご利用ください

e Taxとは?

自宅やオフィスからインターネットを利用して申告、申請・届出等ができる便利なシステムです。このほか、ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。

さらに便利に使いやすく  
最高5,000円の税額控除

「電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除」が創設され、電子申告によって所得税の確定申告書を提出する際、ご本人の電子署名および電子証明責任基本台帳カード等を併せて送信した場合に、所得税額から5,000円が控除できるようになりました。

平成19年分または平成20年分のいずれかが1回だけ受け取ることができます。

添付書類の提出が省略可  
確定申告書に添付(または提示)すべき医療費の領収書

や給与所得等の源泉徴収票等については、添付(または提示)が省略できます。

なお、添付を省略した書類

については、3年間保管しておく必要があります。  
e Taxをご利用になるには

開始届出書を税務署に提出してください。(インターネットを利用して提出できます。)  
e Taxを行うためには、電子証明書(住民基本台帳カード等)と電子証明書を読み取るためのICカードリーダーが必要となります。

詳しくは、こちらをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

e Taxに関する問合せ先  
上尾税務署 個人課税部門  
☎770 1804

## 町税等の納期のお知らせ

納付期限 **12月25日**

国民健康保険税 6期  
介護保険料 6期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。 ☎ 収税課内 2143

**国民年金  
高齢任意加入制度について**

日本に住む方はすべて、20歳から60歳までの間、国民年金に加入しますが、60歳以上の方も次に該当する場合、希望すると国民年金に加入できる制度があります。

なお、海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方も、国民年金に任意加入できる制度があります。

**ご利用ください  
町国民健康保険指定保養所**

国民健康保険では、国保加入者の方の健康増進のため、国内約300か所余の旅館、ホテルと契約を締結し、国保加入者の方(税滞納者を除く)が利用した場合に次のとおり補助をしています。

- 補助金額 1泊につき大人3,000円・小人2,000円
- 施設所在地・名称等について詳しくは、国民健康保険係にパンフレットをご請求ください。

(注意)

**家を新築・増築された方へ  
家屋調査にご協力ください**

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、町に連絡をお願いします。(連絡がないと課税がそのままになってしまうことがあります。)

町職員を装う事業者もありますのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課固定資産税係内2154へお問い合わせください。

旅行会社等の企画によるパック旅行は除きます。  
1年度内一人2泊まで  
町国民健康保険係内2115

**「駐車除外標章」を  
交付します**

従来、駐車禁止除外指定車であることを示す標章(駐車除外標章)の交付については、一定の車両に対して行われていましたが、今年9月から障害者個人に対して交付されるようになり、埼玉県公安委員会が指定する駐車禁止場所でも駐車できるようになりました。

ただし、障害者手帳の内容によっては該当しない場合があります。  
申請の方法等詳しくは、上尾警察署番773 0110へお問い合わせください。

**ご利用ください  
有料道路割引制度**

有料道路割引制度は、事前の登録・申請によって、身体障害者手帳または療育手帳の提示のみで有料道路利用料の割引が受けられるものです。  
従来から割引制度を利用している方は、有効期間や車両

ナンバーをご確認ください。変更などがある場合は、福祉課で手続きを行ってください。  
また、ETCノンストップ走行での割引も可能ですので、希望される方は、併せてETC利用の手続きが必要となります。

町では、コミュニケーション支援事業として、意思の伝

**手話通訳者等を派遣します**

町では、コミュニケーション支援事業として、意思の伝

**ご存じですか?  
障害者マーク**

障害者とは、車いすを利用している方だけではなく、心臓や呼吸器、腸などの身体内部に障害がある方もいます。このような方々は、外見的に障害がわかりづらいため、障害者専用駐車場や乗り物の優先席を利用する際に誤解されることがあります。障害者マーク(障害者に関連した表示)を見かけたときは、ご理解をいただきますようお願いいたします。

<p><b>身体障害者標識</b> 肢体不自由による限定免許所持者が運転する車に表示する</p> 	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b> 車いす専用ではなく、すべての障害者を表す</p> 	<p><b>視覚障害を表示する国際マーク</b> 手紙や雑誌の冒頭、または歩行用に使用する</p> 	<p><b>聴覚障害を表示する国際マーク</b> 耳が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障害者を表し、手話などのサービスを受けられる</p> 
<p><b>ハートプラスマーク</b> 心臓や呼吸器、腸などの身体内部に障害がある人を表す</p> 	<p><b>聴覚障害者シンボルマーク</b> 聴覚障害により、コミュニケーション方法に配慮が必要なることを表す国内で使用されているマーク</p> 	<p><b>補助犬マーク</b> 盲導犬・介助犬・聴導犬などの身体障害者補助犬同伴の啓発マーク</p> 	<p><b>オストメイトマーク</b> 人工肛門・ぼうこうを使用している人のための設備があることを表示</p> 

**12月9日 障害者の日**  
**12月3日~9日 障害者週間**

障害や障害者に対する理解を深め、障害のある人もない人もだれもが安心して生き生きと暮らせる社会に。

達に支援が必要な聴覚障害者等に対して、手話通訳者等を派遣します。(無料)  
町国民健康保険係内2121